

明石市議会基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条）

第2章 議会及び議員の活動原則（第2条・第3条）

第3章 市民と議会との関係（第4条—第7条）

第4章 市長と議会との関係（第8条—第11条）

第5章 委員会（第12条）

第6章 議会運営（第13条・第14条）

第7章 会派及び議員（第15条—第17条）

第8章 議会の体制整備及び機能強化（第18条—第20条）

第9章 議員定数及び議員報酬（第21条・第22条）

第10章 補則（第23条・第24条）

附則

選挙によって市民の信託を受けた議会と市長がそれぞれ市民を代表する二元代表制のもと、議会には、行政に対する監視・評価機関として、また、多様な民意を反映する合議制の意思決定機関として、日本国憲法に定める地方自治の本旨を実現するという使命があります。

地方分権の進展に伴い、地方公共団体の自己決定・自己責任の範囲が拡大するなか、これまで以上に地域の実情や地域住民のニーズに応じた自主的な行政運営が求められており、議会においても、市民福祉の向上のために担うべきその役割と責任は非常に大きくなっています。

明石市議会は、時代の変遷に伴う状況の変化や新たに発生した課題に対して、的確かつ真摯に対応していかなければならないと考えます。

このような認識のもと、議会の公正性・透明性を確保し、市民参加を推進する開かれた議会を目指すとともに、議会が担うべき役割と責任を十分に果たすため、その方策を明文化し実践するべく、明石市議会及び議員の最も尊重すべき支柱として、ここに明石市議会基本条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、地方分権時代において、議会の果たすべき役割がますます重要となっていることを踏まえ、明石市議会の基本理念、活動原則その他議会に関する基本的な事項を定めることにより、議会をより活性化し、市民の負託に応え、

市民のための開かれた議会を実現し、もって、市政の発展と市民福祉の向上を図ることを目的とする。

第2章 議会及び議員の活動原則

(議会の活動原則)

第2条 議会は、次に掲げる原則に基づいて活動しなければならない。

- (1) 議会活動の公正性及び透明性を確保すること。
- (2) 積極的な情報発信及び市民参加により、市民に開かれた議会を目指すこと。
- (3) 議決責任を深く認識し、議会の議決について、市民に対する説明責任を果たすこと。
- (4) 市民の意見を的確に把握し、政策立案及び政策提言を積極的に行うなど、多様な市民意見を市政に反映させるための運営に努めること。
- (5) 市長等（市長その他の執行機関をいう。以下同じ。）に対する監視及び評価機能を果たすことにより、適切な市政運営を確保すること。

(議員の活動原則)

第3条 議員は、次に掲げる原則に基づいて活動しなければならない。

- (1) 議会が言論の府であること及び合議体であることを認識し、議員相互の自由な討議を重んじ、合意形成に努めること。
- (2) 議会の構成員として、一部の団体や地域の代表にとらわれず、市民全体の福祉の向上を目指して活動すること。
- (3) 議会における意思の表明に当たっては、独自の調査研究及び市民意見の把握に努めること。
- (4) 高い倫理を常に保持し、誠実かつ公正に職務を遂行すること。

第3章 市民と議会との関係

(市民と議会との関係)

第4条 議会は、市民に対し積極的にその有する情報を発信し、情報の共有を推進するとともに、説明責任を十分に果たさなければならない。

- 2 本会議、委員会その他議会に関する条例又は規則で定めるすべての会議は、原則として公開するものとする。
- 3 議会は、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用し、専門的、政策的見識等を討議に反映させるものとする。
- 4 議会は、市民との意見交換の場を多様に設け、市民が議会の活動に参加できるような方策を講じるものとする。

(請願及び陳情)

第5条 議会は、請願及び陳情を市民による政策提案と位置付け、適切かつ誠実に取り扱うものとする。

2 議会は、請願者の求めに応じて、請願者が説明及び意見陳述を行う場を設けることができる。

(議会報告会)

第6条 議会は、市民への情報提供及び活動報告を行うため、並びに市民の意思及び地域の課題を把握するため、市民と議員が自由に意見及び情報を交換する議会報告会を行うものとする。

(広報広聴の充実)

第7条 議会は、市民に開かれた議会の推進を図るとともに、市民が広く市政や議会に関心を持って理解を深めることができるよう、多様な広報手段を活用した積極的な広報活動に努めるものとする。

2 議会は、広く市民の意見及び提案を聴取するための必要な措置を講じるよう努めるものとする。

第4章 市長と議会との関係

(市長と議会との関係)

第8条 議会は、二代表制のもと、市長等と常に緊張ある関係を保持するよう努めなければならない。

(議員の質疑及び質問)

第9条 本会議における質疑及び一般質問は、論点及び争点を明確にするため、一問一答方式で行うことができる。

2 市長等は、本会議又は委員会において、議長又は委員長の許可を得て、議員の質疑又は質問に対し、その趣旨、内容、背景等を確認するために反問することができるものとする。

(議員の文書による質問)

第10条 議員は、議長を通じて市長等に対し、文書による質問を行うことができる。

2 市長等は、前項の文書による質問に対し、速やかに文書により回答するものとする。

(政策形成過程の説明)

第11条 議会は、市長等が新たに提案する政策、施策及び事業（以下「政策等」という。）について、審議を通じて政策水準の一層の向上及び透明性を図るため、市長等に対し次に掲げる事項について明らかにするよう求めるものとする。

- (1) 政策等を必要とする背景
 - (2) 提案に至るまでの経緯
 - (3) 政策等の代替案又は他の自治体の類似する政策等との比較検討
 - (4) 市民参加の実施の有無とその内容
 - (5) 長期総合計画その他の市の計画との整合性
 - (6) 財源措置
 - (7) 将来にわたる費用
- 2 議会は、政策等の提案を受けたときは、審議を通じて立案及び執行における論点及び争点を明らかにするものとする。
- 3 議会は、予算及び決算の審議に当たっては、市長等に対し、施策別及び事業別の分かりやすい説明資料の作成を求めるものとする。

第5章 委員会

(委員会)

- 第12条 委員会は、資料を積極的に公開するなど市民に開かれた運営を行うものとする。
- 2 委員会は、委員相互の自由な討議を行い、議案等の審査に当たって十分な議論を尽くすものとする。
- 3 委員会は、市政の課題に適切かつ迅速に対応するため、所管の事務の調査の充実を図るとともに、積極的な政策立案及び政策提言を行うものとする。

第6章 議会運営

(議会の回数等)

- 第13条 議会の定例会の回数は、年2回（議員の任期満了による一般選挙が行われる年にあっては、年3回）とする。
- 2 市長は、会期中において、議長に対し、会議に付すべき事件を示して会議を開くことを請求することができる。この場合において、議長は、その請求のあった日から7日以内に会議を開かなければならない。

(議決事項の追加)

- 第14条 議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定に基づき、必要な事項を議決事項（同項に規定する議会の議決すべきものをいう。以下この条において同じ。）として追加することができる。
- 2 前項の規定により追加する議決事項については、別に条例で定める。

第7章 会派及び議員

(会派)

第15条 議員は、充実した議会活動を行うため、政策を中心とした共通の理念をもつ議員で構成した会派を結成することができる。

2 会派は、議会運営及び政策立案等に関し、必要に応じて会派間の合意形成に努めるものとする。

(議員研修)

第16条 議会は、議員の政策立案能力など資質の向上を図り、議会全体の機能強化につなげていくため、議員研修を実施する。

2 議員は、議会が実施する研修以外にも、様々な研修の場に参画することを通じて、自己研鑽に励むよう努めるものとする。

(政務活動費)

第17条 議員は、会派に対して交付される政務活動費を有効に活用し、市政に関する調査研究その他の活動を積極的に行うものとする。

2 会派は、政務活動費の適正な執行及び使途の透明性の確保に努め、自ら説明責任を果たさなければならない。

第8章 議会の体制整備及び機能強化

(調査研究機関の設置)

第18条 議会は、市政の課題に関する調査研究のために必要があると認めるときは、議決により、学識経験者等による調査研究機関を設置することができる。

(議会事務局)

第19条 議会は、その政策立案能力を向上させるため、及び議会活動を円滑かつ効率的に行うために、議会事務局の調査機能と法務機能の充実を図るものとする。

(議会図書室)

第20条 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室の充実に努めるものとする。

第9章 議員定数及び議員報酬

(議員定数)

第21条 議員定数は、別に条例で定める。

2 委員会又は議員が議員定数を改正しようとする場合は、議会の役割及び機能を十分に果せるよう、市の人口規模、委員会審査の充実、行政に対する監視機能の実効性、市の財政状況、市民の意見等を勘案し、その改正の明確な理由を付して、議案を提出するものとする。

(議員報酬)

第22条 議員報酬は、別に条例で定める。

2 委員会又は議員が議員報酬を改正しようとする場合は、その改正の明確な理由を付して、議案を提出するものとする。

第10章 補則

(他の条例、規則等との関係)

第23条 この条例は、議会の基本となる事項を定めるものであり、議会に関する他の条例、規則等の制定改廃及び運用に当たっては、この条例の趣旨を最大限に尊重し、この条例との整合性を図るものとする。

(条例の検証及び見直し)

第24条 議会は、この条例の目的が達成されているか否かについて不断の評価及び検証をしたうえで改善を行い、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成26年における議会の定例会の回数は、第13条第1項の規定にかかわらず、年3回とする。

(明石市議会の定例会に関する条例の廃止)

3 明石市議会の定例会に関する条例（昭和31年条例第16号）は、廃止する。

(提案理由)

本案は、地方分権時代において、議会の果たすべき役割がますます重要となっていることを踏まえ、明石市議会の基本理念、活動原則その他議会に関する基本的な事項を定めることにより、議会をより活性化し、市民の負託に応え、市民のための開かれた議会を実現し、もって、市政の発展と市民福祉の向上を図るため、新たに条例を制定しようとするものである。